

## 子ども宅食の追加に関するQ & A

### (質問1)

交付対象者は公的機関から補助金等を支援されている必要があるのでしょうか。

#### (回答1)

行政機関と委託事業や補助事業等の正式な契約を締結している団体等に限らず、関係機関（市区町村の福祉担当部署（児童福祉、母子保健、障害・生活保護等）や自治体と連携している機関（児童養護施設、母子生活支援施設、学校、保育園、病院、社会福祉協議会、自立相談事業実施機関等））と連携している団体等を含む。

連携の具体例：

- ①団体等が、関係機関からの紹介や依頼により、対象家庭に子ども宅食を実施する場合や、②関係機関が、対象家庭に子ども宅食の申込み案内をする場合
  
- 団体等が、子ども宅食の実施と合わせ、必要に応じ、対象家庭に支援サービス等に関する情報提供をしたり、対象家庭から家計や子育て等の悩み事やニーズを聞き取り、関係機関に情報提供したり、対象家庭の状況について関係機関と情報交換等を実施する場合

### (質問2)

質問1で示された公的機関との連携の実態を確認するために求められる書類や情報はどのようなものなのでしょうか。

#### (回答2)

- A. 行政機関と委託事業や補助事業等の正式な契約を締結している場合
  - 事業名、自治体の担当部署名  
(例) 「支援対象児童等見守り強化事業」
  
- B. ①団体等が、関係機関からの紹介や依頼により、対象家庭に子ども宅食を実施する場合や、②関係機関が、対象家庭に子ども宅食の申込み案内をする場合
  - 子ども宅食事業の申込み案内や事業説明が掲載されている関係機関のWebサイト

- 関係機関が配布している子ども宅食の申込みチラシの写し、及び配布を行っている主な関係機関の名称・担当部署名
- （上記のいずれも無い場合）自治体等と連携し、団体等に対象家庭の紹介等を行う主な関係機関の名称・担当部署名、担当者氏名・連絡先

- C. 団体等が、子ども宅食の実施と合わせ、必要に応じ、対象家庭に支援サービス等に関する情報提供をしたり、対象家庭から家計や子育て等の悩み事やニーズを聞き取り、関係機関に情報提供したり、対象家庭の状況について関係機関と情報交換等を実施する場合
- 主な関係機関の名称・担当部署名、担当者氏名・連絡先

**(質問3)**

今回追加された「子ども宅食」は、どのような組織なのでしょうか。

**(回答3)**

「子ども宅食（こども宅食）」は、経済的困窮、養育困難、地域からの孤立等の課題を抱える子育て家庭に対し、定期的な食品配布による生活支援をしながら、見守りを行い、必要な場合は支援サービス等につなげる活動です。

事業名や団体名で「子ども宅食（こども宅食）」を使用していなくとも、同じような目的・事業内容の活動を実施していれば、今回の無償交付の対象となります。